

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務委託

入 札 説 明 書

別記様式

- ・別記様式 1 競争入札参加資格確認申請書
- ・別記様式 2 誓約書
- ・別記様式 3 担当者届
- ・別記様式 4 入札書
- ・別記様式 5 委任状
- ・別記様式 6 質問書
- ・別記様式 7 導入・運用実績調書
- ・別記様式 8 入札辞退届

佐賀県 健康福祉部 医務課

入 札 説 明 書

この入札説明書は、佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務委託に関する入札執行及び契約の締結について、入札参加者及び契約締結者が留意すべき事項を記したものであり、入札参加希望者は、次の事項を熟知の上、入札書等を提出されるようお願いいたします。

**1 公示日 令和2年11月24日（火曜日）**

**2 条件付一般競争入札に付する事項**

(1) 委託業務の名称

佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務

(2) 委託業務内容

別添「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務に関する仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 委託業務実施場所

佐賀県健康福祉部医務課が指定した場所及び受託者の申請により同課が認めた場所

(4) 委託業務期間

契約締結の日から令和3年3月31日まで

**3 入札参加者の資格に関する事項**

(1) 本調達は、単独企業又は共同企業体による条件付一般競争入札とする。

なお、共同企業体の結成は自主結成とし、この場合は、次の内容を規定した協定を結ぶこと。

ア 目的

イ 企業体の名称

ウ 構成員の住所及び名称

エ 代表者の名称

オ 代表者の権限

カ 構成員の出資の割合

キ 構成員の責任

ク 取引金融機関

ケ 決算

- コ 利益金の配当の割合
- サ 欠損金の負担の割合
- シ 業務履行途中における構成員の脱退に対する措置
- ス 業務履行途中における構成員の破産又は解散に対する処置
- セ 解散後の契約不適合責任及びその他必要な事項

(2) 入札に参加する者の資格は、単独企業にあっては次のアに掲げる要件の全てを、共同企業体にあっては次のイに掲げる要件の全てを満たし、佐賀県知事の参加資格の確認を受けた者であること。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

ア 単独企業の資格要件

- (ア) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
  - (イ) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。
  - (ウ) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき民事再生手続開始の申立てがなされている者(同法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者であっても、手続開始の決定後、佐賀県が別に定める手続に基づき入札参加資格の受け付けがなされている者は除く。)でないこと。
  - (エ) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手が不渡りとなった者でないこと。
  - (オ) 佐賀県発注の契約に係る入札資格参加停止処分を受けている者でないこと。
  - (カ) 自己又は自社の役員等が、次のいずれかに該当する者でないこと、及び次のB)からG)に掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
- A) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法

- 律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)
- B) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)
  - C) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
  - D) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
  - E) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
  - F) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - G) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (キ) 共同企業体の構成員でないこと。
- (ク) 過去5年以内に、都道府県の広域災害・救急医療情報システム又は医療機能情報システムの導入・運用実績があること。

#### イ 共同企業体の資格要件

- (ア) 共同企業体の構成員数は、3社以内であること。
- (イ) 共同企業体の代表構成員は、出資比率が最大の構成員であること。
- (ウ) すべての構成員が、構成員数による均等割の10分の6以上の出資比率を有すること。
- (エ) 全ての構成員が3の(2)のアの(ア)から(カ)の要件を満たすこと。
- (オ) 全ての構成員、他の共同企業体の構成員でないこと。
- (カ) 構成員の1社以上で、過去5年以内に都道府県の広域災害・救急医療情報システム又は医療機能情報システムの導入・運用実績があること。

#### (3) 再委託の禁止

本委託業務の一部を再委託することは認めません。ただし、あらかじめ県の書面による承諾を得た場合は、この限りではありません。この場合、受託者は機密保持、知的財産権等に関して仕様書が定める受託者の責務を再委託

先業者も負うよう、必要な処置を実施し、佐賀県に報告し、承認を受けることとします。

なお、第三者に再委託する場合は、その最終的な責任を受託者が負うこととします。

#### 4 入札手続等に関する事項

##### (1) 担当課

〒840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号  
佐賀県健康福祉部 医務課 地域医療担当（新館3階）  
電話 0952-25-7033  
FAX 0952-25-7267  
E-mail: imu@pref.saga.lg.jp

##### (2) 入札説明書及び附属書類の交付方法及び交付期間等

令和2年11月24日（火曜日）から令和2年12月17日（木曜日）まで  
佐賀県ホームページ（URL：<https://www.pref.saga.lg.jp/>）に掲載します。

##### (3) 競争入札参加資格の確認

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、イの提出期限までに別に定める競争入札参加資格確認申請書（別記様式1）、誓約書（別記様式2）、会社概要に関する資料（パンフレット等）及び担当者届（別記様式3）等を添付した上で、4（1）まで郵送又は持参し、競争入札参加資格の確認を受ける必要があります。

##### イ 提出期限

令和2年12月17日（木曜日）午後5時  
（郵送の場合には、書留郵便により令和2年12月17日（木曜日）午後5時までに必着のこと。）

期限までに提出しない者又は競争入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができません。

ウ 競争入札参加資格の確認結果は、令和2年12月24日（木曜日）までに通知します。

#### (4) 入札者の資格の喪失

入札者は、入札日時までにおいて、次の場合に該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- ア 入札者について、仮差押え、仮処分、競売、破産、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがなされたとき。
- イ 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- ウ その他本件委託業務に着手し、又は本件委託業務を遂行することが困難になるとみられる事由が発生したとき。

#### (5) 質問及び回答

本業務の内容及び入札手続き等に関する質問については「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務委託に係る質問書」(別記様式6)により行うこととします。

- ア 提出期限 令和2年12月17日(木曜日)午後5時まで
- イ 提出方法 原則として電子メールとします。送信先は4の(1)に同じ。
- ウ 回答方法 令和2年12月24日(木曜日)までに入札参加資格があると認められた者すべてに電子メールにより送付します。
- エ その他 提出期限以降の質問及び質問書の様式によらない質問は、一切受け付けません。また、入札参加資格があると認められた者以外の質問については回答しません。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

- ア 日時 令和3年1月4日(月曜日)午後2時  
(入札を郵送で行う場合には、封筒に「佐賀県医療機関情報・救急医療情報システム開発業務委託に関する入札書在中」と表書きし、書留郵便により令和3年1月4日(月曜日)正午までに4の(1)に必着のこと。なお、到着期限を過ぎて到着した入札書は無効とし、開札しません。)

- イ 場所 佐賀市城内一丁目1番59号 佐賀県庁旧館3階 部内2号会議室

#### (7) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとします。この場合において、入札者又はその代理人が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行います。

(8) 入札保証金

ア 入札書の提出期限までに、見積金額の100分の5以上に相当する金額を納付すること。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則（平成4年佐賀県規則第35号）第104条第1項に基づき、次の各号に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債 額面金額(割引債券にあっては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は确实と認められる社債 額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は确实と認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手(県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。) 券面金額

(エ) 銀行又は确实と認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は确实と認められる金融機関に対する定期預金債権 債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は确实と認められる金融機関の保証 その保証する金額

ウ 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積金額の100分の5以上)を締結し、その証書を提出する場合は、入札保証金の納付を免除されます。

(9) 入札方法に関する事項

ア 入札は、別記様式4の「入札書」により、本人又はその代理人が行うものとします。ただし代理人が入札する場合は、入札前に別記様式5の

「委任状」を提出するものとします。

イ 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた金額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

ウ 入札価格の表示はアラビア数字を用い、頭初に「金」を、末尾に「円」を記入し、又は頭初に「¥」の記号を、末尾に「 」の記号を付記することとします。

#### （10）落札者の決定方法

ア 佐賀県財務則第105条の規定により作成された予定価格に110分の100を乗じて得た額の範囲内の価格を入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

イ 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとします。

ウ 第1回目の開札の結果、落札者がいないとき（入札金額のうち予定価格の制限の範囲内の価格の入札がない場合）は、直ちに再度入札を行います。ただし、郵便により入札書を提出した者が、開札に立ち会っていない場合には、再度入札は、日を改めて行います。

エ 入札は原則3回を限度とし、落札者がいない場合は地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定により、最終の入札において有効な入札を行った者のうち、最低金額を記載した入札者と随意契約の交渉を行うことがあります。

オ 落札者となるべき者の当該入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認めるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある、著しく不相当であると認めるときは、調査の上、その者を落札者と



しないことがあります。

なお、調査に当たっては、その者に対し、見積内訳書等の資料の提出を求めるものとします。

#### ( 1 1 ) 入札の無効

競争入札参加資格確認において虚偽の申告を行った者の入札及び次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印影について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で2以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のないもの

カ 上記に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

#### ( 1 2 ) 入札の撤回

入札者は、その提出した入札書の撤回、書換え又は引替えをすることができません。

#### ( 1 3 ) 入札又は開札の中止

次のいずれかに該当する場合は、入札を中止する。この場合の損害は入札者の負担とする。

ア 入札参加者及びこれに関係を有する者が、共謀結託その他の不正を行い、又は行おうとしていると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき

#### ( 1 4 ) 入札の辞退

入札参加者は、入札書提出までいつでも入札を辞退することができますが、辞退する場合は、速やかに別記様式8「入札辞退届」を提出することとします。

なお、入札を辞退したものは、これを理由として以後に不利益な取扱いを受けるものではありません。

( 1 5 ) 落札の無効

落札者は、落札の通知を受けた日から、原則として一週間以内に契約を締結しなければ、その落札は無効とします。

( 1 6 ) 契約条項を示す場所

4の(1)に同じ。

## 5 その他

( 1 ) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

( 2 ) 契約書の作成の要否 要

( 3 ) 契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額の100分の10以上に相当する金額を納付してください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、4の(8)のイの各号に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 県を被保険者とする履行保証保険契約(見積金額の100分の10以上)を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付が免除されます。

( 4 ) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

( 5 ) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。

なお、この場合は、原則として改めて公告をして入札を行うものとしします。

- ( 6 ) 個人情報取扱特記事項に違反した場合は、指名停止等の措置を講ずることがあります。
- ( 7 ) 委託事務に従事する者又は従事していた者が、当該委託事務に関して知り得た個人情報を不正に提供又は盗用した場合などは、佐賀県個人情報保護条例(平成13年佐賀県条例第37号)上の罰則規定(第44条及び第45条)及びこれらの違反行為に関する両罰規定(第47条)に基づき処罰されることがあります。
- ( 8 ) 本入札執行については、地方自治法(昭和22年法律第67号)地方自治法施行令、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める法律(平成7年政令第372号)、佐賀県財務規則及び佐賀県特定調達契約規則(平成7年佐賀県財務規則第64号)の定めるところによります。
- ( 9 ) この入札説明書の交付を受けた者は、佐賀県から提供を受けた文書(電磁的記録による文書・資料を含む)について、本件の委託業務入札手続以外の目的に供してはなりません。